

ルーマニア

意匠法

2007年12月20日ルーマニア官報 No. 876 第 I 部に再公布の法律 No. 129/1992

目次

第 I 章 総則

第 1 条

第 2 条

第 3 条

第 4 条

第 5 条

第 II 章 意匠の保護要件

第 6 条

第 7 条

第 8 条

第 9 条

第 III 章 登録及び保護証書の付与

第 10 条

第 11 条

第 12 条

第 13 条

第 14 条

第 15 条

第 16 条

第 17 条

第 18 条

第 19 条

第 20 条

第 21 条

第 22 条

第 23 条

第 24 条

第 25 条

第 26 条

第 27 条

第 28 条

第 29 条

第 IV 章 権利及び義務

第 30 条

第 31 条

第 32 条

第 33 条

第 34 条

第 35 条

第 36 条

第 37 条

第 38 条

第 39 条

第 40 条

第 41 条

第 42 条

第 43 条

第 V 章 共同体意匠

第 44 条

第 45 条

第 46 条

第 47 条

第 VI 章 意匠保護分野における発明及び商標についての OSIM の権能

第 48 条

第 49 条

第 VII 章 責任と処罰

第 50 条

第 51 条

第 52 条

第 53 条

第 54 条

第 55 条

第 56 条

注

第 I 章 総則

第 1 条

(1) 意匠についての権利は、ルーマニアの領域内においては、本法の規定に従って国家発明商標庁(以下「OSIM」という)に登録されることによって取得され、かつ、保護される。

(2) 本法は、ルーマニアにおける、又は共同体保護の若しくは国際保護の結果としてルーマニアにおける効果を有する登録若しくは登録出願の対象である意匠に適用される。

(3) ルーマニア領域外に住所又は登録営業所を有する外国人は、ルーマニアが加盟国である国際意匠条約に基づいて本法の規定による利益を享受する。

第 2 条

本法において、次の用語若しくは表現は、それぞれ次のとおり定義される。

(a) ヘーグ協定—ルーマニアが法律 No. 44/1992 により加盟した、1925 年 11 月 6 日にヘーグで採択され、その後改正及び補足された工業意匠の国際寄託に関する協定

(b) 創作者—意匠を創作した、自然人又は契約に基づき形成された自然人の集団

(c) 登録証—登録意匠について OSIM が付与する保護証書

(d) 意匠—製品若しくはその一部の平面又は立体の外観であって、製品自体の及び／又はその装飾の主要な要素、特に線、輪郭、色彩、形状、織り方及び／又は材料の組合せから生じるもの

(e) 共同体意匠—欧州共同体商標意匠庁による、2002 年 1 月 5 日の欧州共同体公報 No. L3 によって公布された、欧州共同体の領域で効力を有する規則 No. 6/2002/EC に基づいて保護される意匠

(f) 重要でない細部—意匠の独自性を決定しない図形的若しくは形状的な要素

(g) 登録—本法又はルーマニアを加盟国とする国際条約に基づいて意匠の権利を取得する方法

(h) 職業代理人—法律の定める条件で工業所有権代理人の職業に従事しており、かつ、OSIM での手続において関係当事者を代理することのできる者

(i) 製品—工業的又は手工業的方法により製造される物品であって、特に複合製品に組み立てられることを意図された要素、包装、外装、配置、図式記号及び印刷記号を含む。コンピュータ・プログラムは製品とはみなされない。

(j) 複合製品—製品の分解と再組立を可能とする態様で複数の交換可能な要素を組み合わせた製品

(k) 出願人—意匠の登録と登録証の交付を OSIM に請求する自然人又は法人

(l) 所有者—意匠の登録によって与えられ、かつ、それについて登録証が交付される権利を有する自然人又は法人

第 3 条

(1) 登録証の付与を受ける権利は、独立的に創作された意匠について、当該意匠の創作者又はその権原承継人に属する。

(2) 複数の者が互いに独立して同一の意匠を創作した場合は、登録証の付与を受ける権利は OSIM に最初に登録出願をした者に属する。

(3) 意匠が，職務の履行中に，創作委任契約の結果又は従業者により創作された場合は，登録証の付与を受ける権利は意匠の創作を委任した者に属する。

第4条

反証がない場合は，出願人が，意匠の登録証の付与を受ける権利を有するものとみなされる。

第5条

(1) 本法に基づいて取得された意匠の権利は，登録されていない意匠，商標その他の識別性のある標識，特許及び実用新案，印刷記号，半導体製品の回路配置の権利を害するものではない。

(2) 本法に基づく登録意匠の保護は，その著作権による保護を排除又は害するものではない。

第 II 章 意匠の保護要件

第 6 条

- (1) 出願の対象は、それが第 2 条に定義する意匠に該当し、かつ、新規性及び独自性を有する限り登録を受けることができる。
- (2) 意匠は、その登録出願日より前又は優先権が主張されるときは優先日より前に、同一の意匠が公衆の利用に供されていない場合は、新規性を有するとみなされる。
- (3) 複数の意匠は、それらの特徴が重要でない細部において異なるに過ぎない場合は、同一であるとみなされる。
- (4) 意匠は、それが知識ある利用者を与える全体的な印象が、登録出願日より前又は優先権が主張されるときは優先日より前に公衆の利用に供されている何れかの意匠が当該利用者を与える印象と異なっている場合は、独自性を有するとみなされる。
- (5) 独自性を評価するときは、意匠の開発における創作者の自由の度合いが斟酌されなければならない。
- (6) ある製品に用いられ又はある製品に組み込まれた意匠が複合製品の一構成要素である場合は、当該意匠は、次の条件が共に満たされるときに新規であり、かつ、独自性を有するとみなされる。
 - (a) 一旦複合製品に組み込まれても、その構成要素が当該複合製品の通常の使用状態において視認することができること。ここで「通常の使用状態」とは、保守及び修理の場合でなく、最終利用者による使用を意味する。
 - (b) 視認することができる当該構成要素の特徴が、それ自体で新規性と独自性についての要件を満たすこと

第 7 条

- (1) 第 6 条の適用上、意匠は、それが既に公表又はその他の方法で開示され、商業において展示若しくは利用されている場合は、そのような行為が、当該意匠の登録出願日より前又は優先権が主張されるときは優先日より前に、欧州共同体内の関係分野における専門業界の通常の活動の過程で合理的に公衆に知られ得なかった場合を除き、公衆の利用に供されているとみなされる。ただし、意匠は、それが明示若しくは黙示の守秘条件の下で第三者に開示されたことのみを理由としては、公衆の利用に供されたとはみなされない。
- (2) 第 6 条(2)及び(4)の適用上、保護を求める意匠が、
 - (a) 創作者の提供した情報又は創作者若しくはその権原承継人の行為の結果として、創作者、その権原承継人又は第三者により、
 - (b) その登録出願日又は優先権が主張されている場合は優先日の前 12 月以内に、公衆の利用に供された場合は、開示されたとはみなされない。
- (3) (2)の規定は、開示が創作者又はその権原承継人に対する濫用によってなされた場合にも適用される。

第 8 条

- (1) 専ら技術的機能によって決定される意匠は、登録を受けることができない。
- (2) 意匠が組み込まれ又は用いられた製品が他方の製品に機械的に接続され又はその中、周

囲又は上に配置されて、双方の製品の何れもがその機能を発揮することができるように正確な形と寸法で再現される必要のある意匠は、登録を受けることができない。

(3) モジュール方式の範囲内で交換可能な製品間の複合的な組立て又は連結を可能にする意匠は、登録を受けることができる。

第9条

公序良俗に反する意匠は、保護を受けることができない。

第 III 章 登録及び保護証書の付与

第 10 条

- (1) 意匠の登録を求める出願は、次のものを含まなければならない。
 - (a) 意匠の登録を求める願書
 - (b) 出願人を特定する情報
 - (c) 保護を求める意匠の数
 - (d) 該当する場合の、当該意匠が組み込まれる製品の表示
 - (e) 保護を求める意匠について、提出された図的表示に表現されている新規性を特徴付ける要素の説明
 - (f) 創作者の名称、又は創作者が出願及び／又は意匠公告において自己の表示される権利を放棄した旨の出願人の責任における陳述
 - (g) 意匠を示す図的表示 3 通
- (2) 登録出願には、該当する場合は、更に次のものを含めることができる。ただし、これらは、正規の寄託日付与の要件とはならない。
 - (a) 職業代理人を特定する情報(登録出願において指定されている場合)
 - (b) 第 16 条及び第 17 条に定める優先権の 1 が主張される場合は、優先権書類
 - (c) 公告延期の請求
 - (d) OSIM での手続における代理の委任状
 - (e) 出願人の認識によると、登録を求める意匠に保護を付与する要件が充足されていることを証明することができる情報を示した陳述書

第 11 条

- (1) 図的表示は、登録出願の対象である意匠の美的特徴を完全に表現するものでなければならない。そうでない場合は、登録出願は拒絶される。図的表示は、意匠の細部を明確に示し、その公告を可能とするものでなければならない。
- (2) 平面意匠の場合は、図的表示には 3 の見本を添付することができる。
- (3) 意匠の素描又は詳細でない図的表示は、登録することができない。

第 12 条

- (1) 第 10 条に従って提出する登録出願と説明書はルーマニア語で作成し、当該意匠の図的表示又は該当する場合は見本を添付して、OSIM に提出するものとし、これらの提出によって正規の国内寄託が構成される。
- (2) 少なくとも次のものが提出された場合は、OSIM は出願を登録する。すなわち、意匠登録願書、出願人を特定する情報、及び図的表示又は見本、各 1 を含む出願。
- (3) (1) に従う正規の国内寄託を構成する上で必要な追加書類が、(2) による出願から 2 月以内に提出されない場合は、当該登録出願は拒絶される。
- (4) 正規の国内寄託日は、(2) に定める書類の提出日又はルーマニアが加盟している意匠協定又は条約に起因する日とする。
- (5) 出願日を付した登録出願は、出願登録簿に記入される。
- (6) 出願登録簿は、紙と電子形態の双方で維持することができる。

第 13 条

(1) OSIM での手続において、登録証の出願人又はその権原承継人は、公認の工業所有権代理人の代理を受けることができる。

(2) ルーマニアの領域内に住所又は登録営業所を有していない者については、出願提出手続を除いて、(1)に基づく代理の利用は必須である。

第 14 条

(1) 複合寄託は、国際分類に従って同一の類の製品に組み込まれるべき複数の意匠を含むことができる。

(2) 複合寄託の対象とする意匠は、意匠の単一性、製造の単一性及び使用の単一性の要件を満たすか、又は同一の一組又は品目構成に属するものでなければならない。

第 15 条

正規の国内寄託は、出願人に対して、同一の意匠に関する後の如何なる寄託についても、当該寄託日に開始する優先権を与える。

第 16 条

(1) ルーマニアが加盟している条約の加盟国である他国の自然人又は法人は、最初の寄託日から 6 月以内に同一の意匠についての保護を求める場合は、最初の寄託日に開始する 6 月間の優先権を主張することができる。

(2) 6 月間の優先権主張は、実用新案の寄託に基づいても認められる。

第 17 条

1928 年 11 月 22 日にパリで締結され、ルーマニアによって法律 No. 246/1930 により批准され、その後改正及び補足された国際博覧会に関する条約の意味における公式又は公認の国際博覧会において、出願人によって一定の商品及びサービスが展示され、その博覧会がルーマニア領域で又は工業所有権の保護に関するパリ条約(1967 年 7 月 14 日にストックホルムで修正)の加盟国で組織されたものである場合は、出願人は、当該商品の博覧会での出展日から優先権を享受する。ただし、当該商品に関する意匠登録出願が博覧会への当該商品の出展日から 6 月以内に OSIM になされることを条件とする。

第 18 条

第 16 条及び第 17 条に規定する優先権は、出願時に主張され、かつ、出願日から 3 月以内に優先権書類によって証明されるときに認められる。

第 19 条

(1) OSIM に提出された登録出願は、予備審査に付され、次の各事項について審査がなされる。

(a) 第 10 条(1)に規定する出願の方式要件の遵守

(b) 第 11 条に規定する図的表示に関する要件の遵守

(c) 出願に含まれる、第 10 条(2)に規定するその他の書類等についての所定要件の遵守

- (d) 法に定める金額及び期限内における手数料の納付
- (2) 不備が OSIM の定める期限内に訂正されない場合は、出願は拒絶されるか又は該当する場合は優先権は認められない。
- (3) 不備が発見された場合は、当該不備は、訂正のための期限を指定して出願人に通知される。
- (4) OSIM が求める場合は、出願人は、複合寄託の要件を満たしていない出願を分割するものとする。
- (5) 出願人は、第 14 条の規定に適合する一群の意匠ごとに国内寄託を構成することによって、OSIM から指定された期限内に出願の分割を行わなければならない。
- (6) 出願人が指定された期限内に出願の分割を行わない場合は、OSIM は、職権により当該出願を複数の出願に分割し、最初の出願についてのみ審査を行うものとし、残りの出願は拒絶される。
- (7) 分割出願は、当初の出願の範囲を超えない要素についてのみ行うことができる。分割出願は、当初の出願の出願日になされたものとみなされる。

第 20 条

- (1) 意匠登録出願は、当該意匠に係る白黒の又は求められたときは有色の複製、写真若しくは他の図的表示と共に、正規の国内寄託日から最長 4 月以内に OSIM の工業所有権公報において電子形態で公告される。
- (2) (1) に規定する公告は、出願人の請求により、出願日又は優先権が主張されるときは優先日から起算して 30 月を超えない期間について延期することができる。
- (3) 世界的所有権機関による国際出願の公開は、(1) に基づく公告とみなされる。

第 21 条

- (1) 利害関係人は、第 22 条(3) に規定の理由によって公告から 2 月以内に OSIM に対して意匠登録についての異議を書面で申し立てることができる。
- (2) OSIM は、意匠登録に関する異議の理由と共に異議申立人の名称を表示して異議申立を出願人に通知する。
- (3) 出願人は、通知から 2 月以内に答弁書を提出することができる。
- (4) 公告された意匠出願に関する異議に対する決定は、その申立から 3 月以内に意匠部委員会によってなされる。意匠部委員会は、実体審査中に考慮すべき許可又は拒絶報告書を交付する。
- (5) 次の場合は、異議に関する決定を延期することができる。
 - (a) 異議が、決定がなされていない意匠出願に基づいている場合
 - (b) 異議申立された意匠が、確定処分前の無効訴訟の主題である場合

第 22 条

- (1) 意匠登録出願は、意匠審査委員会で審査される。出願の公告日から 12 月以内に、意匠審査委員会は、意匠登録の受理若しくは拒絶の決定を行うものとし、又は出願の放棄若しくは取下の確認を行うことができる。意匠審査委員会は、審査報告書に基づき、かつ、第 2 条、第 6 条及び第 7 条の規定に従って登録証付与の決定を行う。

- (2) 意匠の登録は、国家意匠登録簿になされ、OSIM の工業所有権公報によって公告される。
- (3) 意匠登録出願は、次に該当する場合は、拒絶される。
- (a) 第 2 条、第 6 条及び第 7 条の規定が遵守されていないこと
- (b) 出願の内容が第 8 条及び第 9 条の規定に含まれること
- (c) 出願が、所有者の許可を得ることなく、著作権及び関連の権利に関する法律 No. 8/1996 (その後の改正及び補足を含む)によって保護される作品、又はその他の工業所有権保護対象を含んでいること
- (d) 当該意匠が、ルーマニアが命令 No. 1. 177/1968 により加盟した工業所有権の保護に関するパリ条約(1967 年 7 月 14 日にストックホルムで修正)第 6 条の 3 に列挙されている物の何れかを不正に使用しているか、又は同条約第 6 条の 3 に掲げられる以外の紋章や標章を不正に使用していること
- (e) 出願人が、第 3 条の意味において、意匠登録の権原を有する者でないこと
- (f) 意匠が、登録出願日後に又は優先権が主張された場合は優先日後に公衆に利用可能とされ、かつ、当該日に先立つ日から共同体意匠の登録若しくは登録出願によって又はルーマニアにおける意匠登録若しくは保護の出願によって保護されている先の意匠に抵触すること
- (g) 意匠が、識別性のある標識を使用しておりその所有者に当該使用を禁止する権利が付与されていること
- (4) (3)の規定に基づいて意匠が登録を拒絶された又は意匠を受ける権利が無効を宣言されたときにも、補正された形態で、意匠はなお登録することができ、又は意匠を受ける権利はなお維持することができる。ただし、その形態において、保護の要件が満たされ意匠の独自性が保持されている場合に限る。補正された形態での登録又はその維持には、意匠の権利所有者の一部からの部分放棄又は意匠を受ける権利の一部無効に関する意匠登録簿における裁判所判決の記録を伴う登録を含むことができる。
- (5) 意匠を受ける権利は、意匠が失効した又は放棄された後も無効を宣言することができる。
- (6) 出願の審査において、意匠審査委員会は、OSIM に保管されているすべての文書資料、世界知的所有権機関への国際意匠登録、共同体意匠、その他利害関係人によって提出され審査手続に関連する他の一切の書類を考慮するものとする。審査手続中、OSIM は、平面意匠の場合の見本を含めて、必要な追加資料を要求することができる。
- (7) 本法の規定は、別段の規定が存在しない限り、ルーマニアに効力を及ぼすヘーグ協定に従って提出された国際出願にも適用される。

第 23 条

意匠登録簿における意匠登録、更新、変更の記録が明らかに錯誤によってなされた場合は、OSIM は登録又は記録の日から起算して 3 月以内に登録、更新又は変更の記録を取り消す。理由を付した取消の決定は、30 日以内に利害関係人に伝達しなければならない。

第 24 条

- (1) 意匠の登録出願についての決定に対しては、それらの通知日から 30 日以内に、正当な理由に基づき書面により OSIM に審判請求をすることができる。
- (2) 審判請求は、その登録から最長 3 月以内に OSIM の審判及び政策決定部の審判委員会によって審理される。

第 25 条

(1) 審判委員会の決定は、その宣言から 30 日以内に関係当事者に通知されるものとし、当該決定に対しては、その通知から 30 日以内にブカレスト司法裁判所に提訴することができる。

(2) 審判委員会の最終かつ取消不能の決定は、その宣言から 60 日以内に OSIM の工業所有権公報で公告される。

(3) 関係当事者は、審判委員会での手続に自ら出頭し、又は弁護士、法律顧問若しくは公認の工業所有権代理人に代理させることができる。

第 26 条

OSIM によるすべての決定は証拠に基づかなければならない。

第 27 条

意匠登録証の交付は、登録認容の確定決定に基づき、当該決定が確定し取消不能となった日から 30 日以内に OSIM によってなされる。

第 28 条

(1) 意匠の登録出願に関する手続及び登録証は、手数料納付の対象となり、法に定める金額及び期限内においてこれを納付しなければならない。手数料は、OSIM の勘定に納付するものとする。

(2) 自己の住所若しくは、場合により、登録営業所が外国にある自然人又は法人が納付すべき手数料は、OSIM の勘定に通貨で納付するものとする。

(3) 法定期限内に、所定の手数料が納付されない場合は、関係の手続が行われないか又は意匠出願の拒絶を生じる。

第 29 条

(1) 不可抗力により OSIM での手続に関する期限を遵守することができなかった出願人又は登録証所有者は、期限遵守を妨げた理由の終了から 60 日以内、ただし、遵守されなかった期限後 1 年以内に、実証して請求するときは、納付期限の延期を認められる。

(2) (1) の規定は、次の事項については適用されない。

(a) 第 16 条から第 18 条までに従う優先権の主張

(b) 登録手数料及び公告手数料の納付

(c) 第 21 条に従う異議申立

(d) 第 24 条に従う審判請求

(3) 期限延期の請求は、法定手数料納付証を添付して行わなければならない。

第 IV 章 権利及び義務

第 30 条

意匠登録の有効期間中、その所有者は当該意匠を使用し、その者の承諾を得ない第三者がその意匠を使用することを禁止する排他権を有する。権利所有者は、その許可なく第三者が次の行為をなすことを禁止する権利を有する。すなわち、当該意匠を組み込んだ又は利用した製品の複製、製造、販売若しくは販売の申出、輸入、輸出若しくは使用、又は当該製品の上記目的での貯蔵。

第 31 条

- (1) 保護の範囲は、登録意匠の図的表示によって決定される。
- (2) 本法により意匠に与えられる保護は、知識のある利用者に対して全体的に見て異なる視覚的印象を与えない一切の意匠について及ぶものとする。
- (3) 意匠を創作する上で創作者が有した自由度は、保護の範囲を決定する上で考慮される。

第 32 条

第 30 条によって与えられる権利は、次の行為及び物には及ばない。

- (a) 個人的な目的、非商業目的、実験、研究又は教育の目的で専らなされる行為。ただし、これらの行為が当該意匠の本来の実施を阻害しないこと及び当該意匠の出所を明示することを条件とする。
- (b) 引用又は教示をするための研究又は教育分野における複製の活動。ただし、当該活動が公正取引慣行に合致し意匠の本来の実施を不当に害さないこと及び当該意匠の出所が明示されることを条件とする。
- (c) ルーマニアの領域内を一時的に通過する外国籍の航空機又は船舶に搭載されている設備、又はこのような航空機又は船舶を修理する目的での付属品や予備部品の輸入、又は当該航空機又は船舶の修理
- (d) 所有者の権利の没収から登録証の再有効化に至るまでの期間内の第三者による当該意匠の使用及び使用に向けた有効かつ真摯な準備行為
- (e) 所有者の権利の没収の公告日から回復された権利の公告日までの期間内における善意による意匠の使用

第 33 条

意匠登録に基づく権利は、登録証所有者によって又はその承諾を得て過去に販売された当該保護意匠組込み製品を共同体市場に出す行為に対しては、行使することができない。

第 34 条

- (1) 登録証の付与を受ける権原を有する自然人又は法人は、出願が拒絶され又は取り下げられた場合を除いて、出願の公告日から登録証の交付まで、第 30 条の規定により付与されるのと同じ権利を仮に享受する。
- (2) (1)の規定において認められる権利を侵害した場合は、侵害者は、民法に従って損害賠償義務を負う。ただし、損害賠償請求権は、当該意匠についての登録証が交付された後のの

み行使することができる。

第 35 条

- (1) 意匠登録証の保護期間は、正規の寄託日に始まる 10 年間とし、その後各 5 年の期間をもって 3 度更新を受けることができる。
- (2) 登録証所有者は、有効期間中、効力維持手数料を納付する義務を負う。
- (3) OSIM は、登録証の効力維持手数料の納付につき最長 6 月間の猶予を与えることができる。ただし、これについては割増手数料が賦課される。
- (4) 前記の手数料が納付されない場合は、所有者の権利は没収される。
- (5) 所有者の権利の没収は、OSIM の工業所有権公報で公告される。
- (6) 所有者の権利が没収された場合は、当該所有者は OSIM に対して、没収日から起算して 6 月以内に、正当な理由に基づき登録証の再有効化を請求することができる。

第 36 条

意匠登録によって生じる実施の排他権は、次の状況において終了する。

- (a) 有効期間の満了時
- (b) 登録証の取消により
- (c) 所有者の権利の没収により
- (d) 登録証所有者による放棄により

第 37 条

意匠登録証所有者は、製品に D 記号を付すこと、すなわち円内に大文字の「D」を記し、これに所有者の名称又は登録証の番号を添えることができる。

第 38 条

- (1) 意匠登録証の付与を受ける権利、意匠登録出願によって生じる権利、及び登録から生じる権利は、全体として又は部分的に移転することができる。
- (2) 当該移転は、相続、譲渡又はライセンスによって生じ得る。
- (3) 移転は OSIM で意匠登録簿に記録されるものとし、工業所有権公報によって移転通知の公告がなされた日から限り第三者に対する対抗力を有する。
- (4) 争われた意匠に関する権利の移転の記録は、それに関する裁判所の判決が確定し取消不能となる日まで延期される。

第 39 条

- (1) 意匠登録証所有者としての創作者は、当該意匠を実施する者との契約に基づいて定められた財産権を享受する。
- (2) 譲渡契約を結ぶ場合は、創作者の財産権は契約によって定められる。

第 40 条

ヘーグ協定に基づく国際出願は、世界知的所有権機関に対して直接に又は OSIM を通してなされるものとする。

第 41 条

- (1) 意匠創作者は、交付された登録証において及び当該意匠に係るその他の書類又は刊行物において自己の姓名及び創作者たる地位を明記される権原を有する。
- (2) 登録証に含まれる情報は、創作者の雇用記録に記入されるものとする。

第 42 条

- (1) 意匠登録は、利害関係人の請求により、第 22 条(3)に規定の理由によって全面的又は部分的に無効を宣言することができる。
- (2) 無効の請求は、登録証の有効期間中いつでも行うことができ、ブカレスト司法裁判所によって決定される。
- (3) 無効決定は OSIM に送付され、送付日から起算して 2 月以内に公告される。

第 43 条

意匠創作者の地位、登録証所有者の地位に関する訴訟、譲渡契約又はライセンス契約に基づく財産権に関する訴訟は、民法に従って司法審の管轄に服する。

第 V 章 共同体意匠

第 44 条

共同体意匠は、2002 年 1 月 5 日の欧州共同体公報 No. L3 に公布された共同体意匠に関する理事会規則(EC)No. 6/2002 に基づいてルーマニア領域で保護を享受する。

第 45 条

共同体意匠の出願は、欧州共同体商標意匠庁に直接又は OSIM 経由ですることができる。

第 46 条

共同体意匠の出願が、共同体意匠に関する理事会規則(EC)No. 6/2002 第 35 条に基づいて OSIM になされたときは、OSIM は、受領日を出願に書き込み、審査することなく 2 週間以内に出願を共同体庁へ転送する。ただし、70 レイの手数料の納付を条件とする。

第 47 条

共同体意匠に関する訴訟については、共同体意匠に関する理事会規則(EC)No. 6/2002 によって、同規則第 80 条(1)に基づき共同体意匠裁判所に管轄権が与えられ、第 1 審訴訟を解決するブカレスト司法裁判所の管轄に服する。

第 VI 章 意匠保護分野における発明及び商標についての OSIM の権能

第 48 条

OSIM は、意匠保護を確保する、ルーマニア領域内での唯一の権限を有する専門政府機関である。

第 49 条

OSIM は、意匠保護の分野において、次の権能を有する。

- (a) 意匠登録証による保護の付与
- (b) 出願登録簿及び意匠登録簿の維持管理
- (c) 請求に基づく公告意匠についての書類調査及び取次ぎ業務の遂行
- (d) 同等の政府機関及びルーマニアが加盟している専門国際機関との関係の運営
- (e) 指令 98/71/EC の規定に従って採択された国内法規に関する欧州委員会への通報
- (f) 請求に基づく工業所有権分野での援助の提供、当該分野での専門家研修課程の編成
- (g) OSIM の工業所有権公報における、意匠に関する情報の定期的な編集及び掲載

第 VII 章 責任と処罰

第 50 条

如何なる方法でも意匠創作者の地位を不法に偽装する行為は、犯罪を構成し、6 月から 2 年までの拘禁又は 1,500 レイから 3,000 レイまでの罰金に処せられる。

第 51 条

登録出願又は登録証に記載されている者以外の者が登録証の付与を受ける権原を有する旨の司法裁判所の判決がなされた場合は、OSIM は、当該人に対して登録証を交付し、かつ、所有者の変更を公告する。

第 52 条

(1) 第 30 条に規定の不法行為を意匠登録後にすることは、偽造の犯罪を構成し、6 月から 5 年までの拘禁に処せられる。

(2) (1)にいう行為が公共の安全又は衛生に対して危険をもたらす場合は、2 年から 10 年までの拘禁及び権利差止に処せられる。

(3) 犯罪捜査当局は、予備的段階の間、民法及び当該分野の特別規定に従って、偽造意匠を組み込んだ製品を差し押さえ、かつ、証拠を保存するために求められる措置を職権で開始することができる。

(4) 被った不利益に対して、所有者は民法に従って損害賠償金を求める権原を有し、管轄司法裁判所へ押収又は(場合により)偽造製品の廃棄の命令を発するよう申し立てることができる。これらの規定は、偽造の犯罪のために直接使用された材料及び設備にも適用される。

第 53 条

(1) 登録意匠所有者は、司法裁判所に対して次のことを求めることができる。

(a) 登録意匠の権利の侵害の危険が存在する場合において、この侵害が回復不能な損害を生じさせる虞があり、又は証拠隠滅の危険があるときは、予防措置を命じること

(b) 意匠権を侵害する虞のある輸入商品が市場に出された場合は、第三者による当該意匠権侵害が生じるのを防止する措置を通関手続直後に命じること

(2) 予防措置の命令に関しては、民法の規定が適用される。司法裁判所が予防措置を命じるに際しては、濫用を防止するのに十分な額の保証金を原告に請求することができる。

(3) 司法裁判所は、原告に対して、侵害された権利又は侵害が不可避である権利の所有者であることを証明する証拠を提出するよう求めることができる。

(4) 原告の請求を裏付ける証拠が被告の支配下にある場合は、司法裁判所は被告に対して、その支配下にある証拠を、法に従って守秘条件の下に提出するよう命じることができる。

(5) 司法裁判所は、登録証によって与えられた権利の侵害者に対して、所有者の権利に引き起こされた侵害の重大性と対比して過大とならないことを条件として、偽造された商品の出所と流通経路及び製造者又は取引業者についての直接的な情報を提供するよう命じることができる。

第 54 条

税関当局は、第 53 条にいう場合において、職権により又は登録意匠所有者の請求により、司法裁判所の決定の宣言がなされるまで関係輸入商品の通関手続の一時停止を命じることができる。

第 55 条

有効な意匠登録証は無体財産を構成し、法人としての所有者の財産権に登録することができる。

第 56 条

(1) 司法裁判所の請求により、OSIM は、OSIM に関連して提起された訴訟の判断のために必要な書類その他の情報を転送する義務を負う。

(2) 意匠に関する訴訟において、権利所有者の召喚は義務である。

本法は、1998 年 10 月 28 日の欧州共同体公報 No. L289 に公布された共同体意匠の法的保護に関する指令 98/71/EC の規定を置き換え、2002 年 1 月 5 日の欧州共同体公報 No. L3 に公布された共同体意匠に関する理事会規則 (EC) No. 6/2002 のルーマニアの欧州連合への加盟日からの直接適用のための法的枠組を創出する。

注

法律 No. 129/1992 の再公布された条文に含まれていないが、法律 No. 280/2007 の特例として適用される法律 No. 280/2007 第 II 条及び第 III 条を以下に再録する。

第 II 条

意匠出願であって決定に至らないものは、本法の規定に従って解決する。

第 III 条

- (1) 本法は、ルーマニア官報第 I 部に公告の 30 日後に施行される。
- (2) 政府は、(1)の期限内に、再公布された意匠法 No. 129/1992 を施行するための新たな規則を採択する。